所管部課		総務部 総務管財課	部長	矢 吹 勇 一	
件 名		東大和市庁舎複写サービス実施要綱の一部を改正する要綱について			
			区分	1審議事項	○ 2報告事項
関係	条例 規則				
事 部課 項 機関					
1. 要 旨 令和5年10月1日からインボイス制度(消費税の適格請求保存方法)が開始されること に伴い、東大和市庁舎複写サービス実施要綱の一部を改正する。					
(1) 改正点 第4条第2項中「(別記様式)」を削り、同条の次に次の1条を加える。 (補則) 第5条 この要綱に定めるもののほか必要な様式その他の事項は、市長が別に定める。 別記様式を削る。					
(2) 施行日 令和5年10月1日					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 文書課審査済み。					
3. 留意事項(問題点等)					
4. 主管部処理案(検討結果等) 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。 なお、インボイス制度開始に伴い、これに対応した(記載事項を満たした)様式を別途市 長決裁で定める。					
5. 審議結果					

注:定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。